

戸籍謄本等の提出について（後見事件）

後見事件に関する申立て等（未成年後見人、任意後見に関するものも含む。）にあたって、書類を提出される際には、以下の点にご留意ください。

次の書類は、原本のほか、その写し（コピー）の提出でかまいません。

- 戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、除籍謄本、改正原戸籍謄本、住民票（の写し）、法定相続情報一覧及び（韓国籍の方の）家族関係証明書など
(本人、申立人、親族及び後見人等候補者の方のものを含みます。)
- （後見）登記されていないことの証明書
- 任意後見契約に関する登記事項証明書

次の書類は、必ず原本を提出してください。

- 手続代理委任状
- 法人の資格証明書類
- 診断書（成年後見制度用）

★次の点にご注意ください。★

1 写し（コピー）を提出する場合

(1) 写し（コピー）の作成方法

- ① 必ずコピー機など複写用の機器を用いて作成してください。
書類をカメラで撮影する方法により作成したものは不可となります。
 - ② 提出前に必ず、落丁や不鮮明な部分（一部も含む。）が無いかを確認してください。
 - ③ のり付けされた小さな紙（掛紙）がある場合は、その紙をめくって下の紙も必ずコピーしてください。
- (2) 原本の保管について
いったん写しを提出された場合でも、裁判所が必要と認めた場合は、原本または写しの再提出を求めることがあります。**原本は必ず手続が終了するまで大切に保管しておいてください。**

2 個人番号（マイナンバー）の表示のある書類

(1) 原本を提出する場合

必ずマイナンバー記載部分を黒塗り（裏面も同様）して提出してください。

(2) 写し（コピー）を提出する場合

次のいずれかの処理をした写し（コピー）を提出してください。

- ① 写し（コピー）のマイナンバー記載部分を直接黒塗りする（裏面も同様）。
- ② マイナンバー記載部分にマスキングテープを貼った上で、写し（コピー）を作成する。

3 提出書類の返還について

いったん提出された書類は、原本・写し（コピー）のいずれも原則として返還することはできませんのでご注意ください。

大阪家庭裁判所後見センター

大阪家庭裁判所堺支部後見センター

大阪家庭裁判所岸和田支部後見センター